# 児童保護業務に係る内部監査

一報告書一

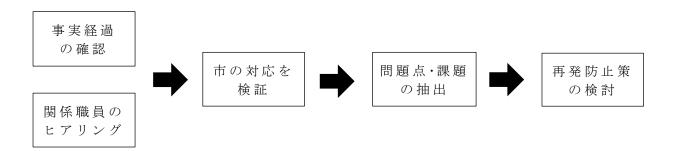
平成30年7月13日 北 上 市

# 目 次

1	はじ	こめ	に							•									 	 	 	 	 		• •	1
2	内部	3 監	査	の	内	容													 	 	 	 	 			1
3	事案	きの	概	要															 	 	 	 	 			2
4	各課	見の	役	割	及	び	担	当	並	び	に	関	係	機	関			• •	 	 	 	 	 	• •	• •	2
5	事実	<b>ミ経</b>	過												••			• •	 	 	 	 	 	• •	• •	3
6	職員	ĮΈ	ア	IJ	ン	グ	等	に	よ	り	確	認	さ	れ	た	事	項		 	 	 	 	 			10
7	問題	点	及	び	課	題													 	 	 	 	 			14
8	改善	手指	摘	事	項														 	 	 	 	 			17
9	業務	5 改	善	計	画														 	 	 	 	 			19
10	業務	货改	善	計	画	の	フ	オ	口	_	ア	ツ	プ	٠.					 	 	 	 	 			24
内部	監査	を経	過									. <b>.</b> .							 	 	 	 	 			24

#### 1 はじめに

平成30年4月8日に発生した保護責任者遺棄致死事件を受けて、市の児童保護業務について内部監査を実施し、今回の対応に係る問題点・課題の検証を踏まえ、再発防止策を取りまとめたことから報告するものである。



## 2 内部監査の内容

- (1) 位置付け行政マネジメントシステムにおける内部監査
- (2) 監査員 副市長、企画部長
- (3) 対象事業

ア 家庭児童相談事業 〔教育部子育て支援課〕

イ 要保護児童対策事業 〔教育部子育て支援課〕

ウ 乳幼児健康診査事業(妊産婦乳幼児訪問相談事業)

[保健福祉部健康増進課]

#### (4) 実施内容

ア 関係部課から提出された資料を基に、課長及び担当者からのヒアリングによる事実経過の確認

- イ 関係職員からのヒアリングによる、市の対応についての検証
- ウ 検証結果に基づく問題点、課題の抽出
- エ 再発防止策の検討
- (5) ヒアリング対象者

教育部子育て支援課職員 9人

保健福祉部健康增進課職員 4人

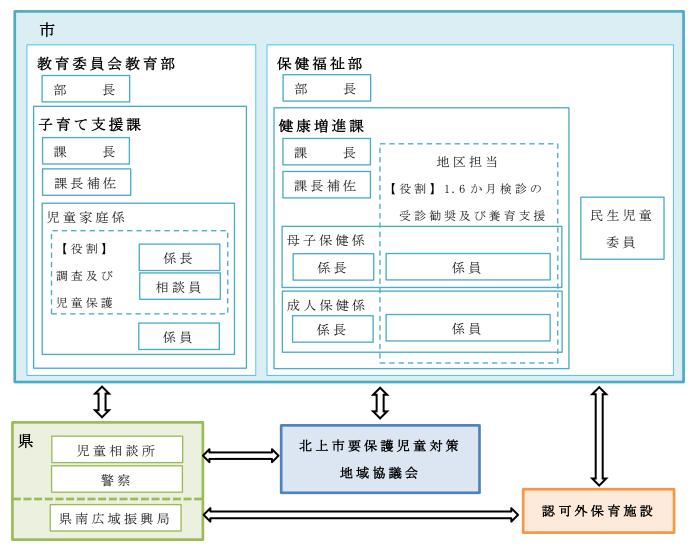
(両部とも部長を含む)

## 3 事案の概要

市内在住の1歳9か月の男児が、低栄養、脱水症状による全身機能障害で平成30年4月8日夕方頃に死亡した。

当該児童については、児童が通う認可外保育施設の園長から、平成30年2月27日に虐待の疑いがある旨の通告を受け、虐待(ネグレクト)事案として当該児童及び家庭の状況の確認を行うこととし調査を行っていたところ、4月9日、県福祉総合相談センターから市へ当該児童が8日に死亡したとの連絡があった。なお、実父は保護責任者遺棄致死容疑で6月6日に盛岡地検に送検された。

### 4 各課の役割及び担当並びに関係機関



※北上市要保護児童対策地域協議会

構成 : 岩手県福祉総合相談センター、岩手県保健福祉環境部花巻保健福祉環境セ

ンター、北上警察署、他20機関

調整機関:北上市教育委員会教育部子育て支援課

会議 :代表者会議(年1回)

実務者会議 (年4回) ケース検討会議 (随時)

## 5 事実経過

	子育て支援課	健康增進課
平成28年 3月		<ul><li>○妊娠届を受理する</li><li>・妊娠の状況や家族構成などを確認する</li></ul>
6 月 22日		〇出生
6 月		<ul><li>○ A 医療機関からケース連絡がある</li><li>・保健指導の依頼がある</li></ul>
7 月		○ B 医療機関からケース連絡がある ・電話相談や里帰り先への早期訪問の依頼がある
7 月		○実家に帰省中であることから、 帰省先自治体に新生児訪問を 依頼する
7 月		○帰省先自治体の保健師が訪問 する
7 月		○ 帰省 先自 治体 から 訪 問 結 果 が 来る
7 月		○乳児一般健康診査(1か月)を B医療機関で受診する。
8月		○民生児童委員がこんにちは赤 ちゃん訪問をする ・帰省中のため電話で母子の状況 を確認する
10月		○4か月児健診に来所する
平成29年 2月		○乳児一般健康診査(7か月)を B医療機関で受診する。
3 月 22 日		○都市計画課から児童の安否確認について照会がある (近隣住民から、最近子どもの声が聞こえないと市営住宅管理センターに連絡があったもの)・子どもの健診状況や母親の就労状況、子どもの保育状況について伝える

4月 7月 平成30年 1月 2月6日 2月23日

2月27日

○県南広域振興局による認可外保育施設監査に同行した子育 て支援課職員が、気になる子ど もがいると園長から情報提供 を受ける

(園長からの情報)

- ・衣服が尿で濡れた状態で登園
- ・カバンに便が付着
- ・翌日も同じ服装で登園
- ・異常な食欲
- ・痩せてきている
- ○当該職員が本児を目視したが、 施設で着替えをさせており、特に問題は感じなかった
- ○園長から、以下の申し出がある
  - ・園ではちゃんとしているので、家庭での様子を確認してほしい
  - ・園に電話することや来ることは やめてほしい
  - ・連絡は、園長の携帯電話にほしい
- ○園長からの申し出に対し、職員 は以下の内容を園長に伝える。
  - ・今回の件については帰庁後、担 当に伝える
  - ・虐待の通報があった場合は、必ず 子どもの様子を確認する決まり

- ○10か月児健診に来所する
- ○乳児一般健康診査(1歳)をB 医療機関で受診する
- 1 歳 6 か月児健診の対象月で あるが来所しない
- ○母に電話
  - ・1.6か月健診未受診のため連絡するが不通のため、手紙による受診勧奨を行う (翌日送付)
- ○受診勧奨したが1.6か月児健診 に来所しない
- ○母に電話
  - ・1.6か月健診未受診のため連 絡するが不通

であり、施設にお邪魔することが あるので、ご理解とご協力を願う

- ○監査に同行した職員からの報告を受け、電話で園長から内容を聞き取り、ネグレクトの疑いのある事案として「虐待相談・通告受付票」を起票する
- ○児童の健診状況等について健 康増進課に照会する
- ○子育て支援課からの照会に対 し、児童に係る健診等の情報を 提供する

## 【子育て支援課】(課内協議)

次の状況から緊急性はないと判断し、施設からの申し出を考慮して、 家庭訪問により状況確認を行うこととする

- ・気になる子どもがいるから見てほしいという情報提供であったこと
- ・衣服の汚れも毎日ではないこと
- ・ほぼ毎日登園していること
- ・児童を目視した職員は特段の異常を感じていないこと
- ○夜に家庭訪問することとし、健 康増進課職員の同行を依頼す る
- 2月28日
- ○家庭訪問を実施する (18:40、19:00) 不在につき、連絡を依頼する不 在票を差し置く

○同左

(担当者判断)【健康增進課】

毎日登園しているので生命の危機はないと判断する

#### 【子育て支援課】

(担当者協議)

【健康増進課】

電話を待ち、連絡がきたら家庭訪問の予約を入れることとする

#### 3月2日

○児童の登園状況を確認するため、園長に電話する

(園長からの情報)

- 情報提供のあったような状況に なったのは、ここ1か月くらい
- ・送迎は父母2人で来る、児童の 状況を伝えても「そうですか」 というだけ

3月5日

### 【子育て支援課】

(担当者協議)

## 【健康增進課】

2/28 に不在票を差し置いたが、両親から連絡がないため、家庭訪問を実施することとする

○家庭訪問を実施する(19:00) 不在(待機するも帰宅せず)

- 〇同左
- ○母の実家(祖父)に電話する
  - 母は奈良県にいるとのこと
  - ・ 3 月中旬に戻る予定とのこと

#### (担当者判断)【健康增進課】

2/28 以降連絡はないが、母が3月中旬に戻る予定とのことから、帰省を待って母に連絡をとり、未受診である 1.6 か月健診の受診勧奨を切り口に状況を確認することする

なお、虐待の疑いについて話して連絡が取れなくなることを避ける ため、対応した祖父には子どもの状況については伝えていない

- 3月6日
- ○健康増進課から母の実家と連絡がとれた(3/5)件について 情報提供がある (16:00)
  - ・母は2月中旬から仕事で奈良県 に行っているとのこと
  - ・3月10日に戻ってくる予定とのこと
- ○園長に電話する(17:00)
  - ・最近の様子を確認するが、明確 な回答が得られない
  - ・父の携帯に電話するよう促される
- 3月7日
- 〇健康増進課から情報提供がある (18:00)
  - ・昨日、今日と父、母の携帯に連絡し、留守電にメッセージを入れるも連絡が来ない

#### 【子育て支援課】(担当者判断)

母が3月10日に戻る予定とのことから、このまま様子を見て、月曜日に家庭訪問することを検討する

- 3月12日
- ○児童の登園状況を確認するため、園長に電話する
  - ・児童の登園を確認する (園長からの情報等)
  - ・足が冷たくて温まらない
  - 食欲がすごくある
  - ・登園時、母の姿は見てない
  - ・お迎えの際、父の帰宅先を聞い てみる

#### 【子育て支援課】(課内協議)

次により引き続き対応していくことする

- ・父母と連絡をとり、家庭訪問等を行い状況確認し、支援の方針を立てる
- ・引き続き登園状況を確認していく

○ 健康増進課から右記の情報を

受ける

・情報共有を促しながら、今後の見守りや家庭支援に協力が得られるよう施設との関係を築いていく

3月13日

- ○母に電話する(18:05) 留守電にメッセージを残す
- ○父に電話する(18:06) 留守電にメッセージを残す
- ○母から電話がある(18:15)
  - ・3/16が1.6か月健診の最後の受診 日であることを母に伝える (母からの情報等)
  - ・奈良県にいて仕事を探している
  - ・北上に戻る時期は未定
  - ・健診の件は父に連絡するとの話 を受ける

## (担当者判断)【健康增進課】

虐待の疑いについて話して連絡が取れなくなることを避けるため、母から電話があった際に子どもの状況については伝えず、健診の受診勧奨という切り口で話をした

3月15日

- 市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (13:30-15:50)
  - ・本児について「虐待ケース進行 管理台帳」に登録のうえ、概略 を説明したが、議論に至らない (出席機関) 案件=156件
  - ・県福祉総合相談センター児童女 性部児童相談課
  - ・県南広域進行局花巻保健福祉 環境センター北上市駐在
  - · 北上警察署生活安全課
  - ・北上市〔保健福祉部福祉課、健 康増進課、教育部学校教育課、 子育て支援課〕
- ○家庭訪問を実施する(18:45) 不在(待機するも帰宅せず)
- ○父の帰宅先について園長から連絡がこないため、園長の留守電にメッセージを入れるも応答はない

〇同左

○同左

#### 3月16日

○午後から1.6か月健診があるため、迎えに来る父と会えるチャンスと捉え、認可外保育施設を訪問する (11:30)

(施設からの情報)

- ・今日は早退の予定はない
- ・児童に面会、体つきに問題はな く、衣服の汚れもない
- ほぼ毎日登園し、3月も休みは 1日のみ
- ・不衛生な状態は昨年の盆過ぎこ ろから時折見られた
- ・施設での生活は問題ない
- ・父子関係は良好

(訪問した職員から施設へ)

・父母に会って育児等の状況を確認したいこと、また、1.6カ月健診が未受診のため手を尽くしていることを告げ、今後の協力を依頼する

○1.6カ月健診に来所しない (子育て支援課に情報提供)

## 【子育て支援課】(係内協議)

父と会うことはできなかったものの、次の状況から緊急性はないものと認識する。なお、保育士に協力をお願いしたので、何かあれば施設から連絡がくるものと考えていた。

- ・3月は1日のみの欠席で毎日登園していること
- ・同年齢の子どもと比べても極端に痩せている状況ではないこと

## 3月27日

- ○別件で市役所を訪れた保育士 から状況を確認する (13:00) (保育士からの情報)
  - ・昨日も脚に便が付着していた
  - ・相変わらず手足が冷たく、父に 理由を尋ねても答えない
  - ・生後3カ月くらいから預かっており、母もとてもかわいがっていた (職員から保育士へ)
  - 何かあったら教えてもらえるようお願いする
- 〇健康増進課に保育士から得ら れた情報を伝える
  - ・保健師から「父を支援できるのは (父と接点のある)保育士だけな ので、父を支援してもうらよう施 設にお願いしたほうがよい」との 助言を受ける

〇子育て支援課から左記情報を 得る

○左記助言をしたところ、保育士 に話してみるとの反応がある。

### (担当者判断)【健康增進課】

父母の携帯に連絡して情報を得ることとする

- ○父に電話する 留守電にメッセージを残す
- ○母に電話する

(母からの情報)

- ・北上に戻らないわけではないが 奈良で働きはじめた
- ※母へ父から電話が入ったとのこ とから一旦切る
- 〇健康増進課から右記の情報を 得る
- ○母から電話がくる (母からの情報)
  - ・父は病院で健診を受診したと言 っている
  - 子どもが熱を出しているらしい
  - ・父と連絡がとれない場合、会社 を通じて連絡を取ることとして いる
  - ・父とは施設を通してでも連絡できる

#### (担当者判断)【健康增進課】

- ・虐待の疑いについて話して連絡が取れなくなることを避けるため、母 から電話があった際、子どもの状況については伝えなかった
- ・父に連絡してみることとする

## 【子育て支援課】(係判断)

父の会社への連絡も必要になると考えていたが、会社を通した父への 連絡は健康増進課からしてもらえると認識していた

## 4月9日

○県児童相談所から、児童死亡の 連絡が北上警察署から入った 旨電話がある(9:00)

## 6 職員ヒアリング等により確認された事項

関係課が作成した対応記録、課長・担当者から聴取した事実経過、及び関係職員からの本事案に係る対応についてのヒアリングにより確認された事項を、ポイントとなる項目に分類して整理した。

なお、関係職員からのヒアリングは、次の視点により行った。

- ①子どもの安全確保について 安全確認、リスク判定
- ②庁内における相談・支援について 課の体制、関係課との連携
- ③外部機関との連携について 認可外保育施設、児童相談所
- ④父母との関わりについて 父母へのアプローチ、父母への支援

## 【対 象】子:子育て支援課、健:健康増進課

NT -	<b>否</b> 口	対	象	700 冠 齿 宏
No	項目	子	健	確認内容
	マニュアル			明確な業務手順がなく、市町村児童家庭相談援助指針や市
1		$\circ$		町村要保護児童対策地域協議会の運営実務マニュアルの参
				考になる部分を業務に取り入れ業務執行している。
2		0		緊急度、重症度を経験に基づき判断しており、判断の理由
				も記録に残していない。
				「受理会議」、「判定会議」が会議形式では開催されておら
3		0		ず、関係者による協議となっていた。
		0		また、協議の構成員が明確でなく、協議した内容も記録に
				残されていない。
4		0		初期調査の報告票やアセスメントシートが作成されていな
				V <sub>o</sub>
5		0		ケース記録が判定会議後に速やかに作成されていない。
6			0	虐待ケースの対応手順が明確にされていない。
	安全確認			施設から情報提供があった時点で家庭児童相談業務担当外
				の職員により児童の安全確認をしているが、担当者による
7		0		48時間以内の目視による確認は行われていないことから安
'		)		全確認は十分でなかった。
				また、提供された情報にあった、衣服の汚れ等について事
				実確認ができていない。
				児童の目視、家庭環境の確認できていない2/28時点で、子
8			0	育て支援課から提供された、登園している、傷アザがない
				といった情報から緊急性がないと判断している。
				3/16に相談員が施設を訪問し、2/27に職員が目視した状況
9		0		と比べ児童に変化がないことを確認した。この際、健康状
				態までは確認できていない。

NT.	否口	対	象	7th = 37 th th
No	項目	子	健	確認内容
10	安全確認	0		課として、施設から児童の状況変化について報告がなかったこと、児童を確認した報告(3/16)や施設保育士からの情報提供(3/27)などから、児童の養育状況に変わりがなく緊急に対応する必要性がないと判断している。
11			0	「異常な食欲」「手足の冷え」「体重の減少」といった施設
13		0		最後まで家庭環境を直接確認することができていない。
14	緊急度・重 要度の判断	0		(関連No9,10,13)児童の健康状態、家庭環境を直接確認できていない状況で緊急に対応する必要性はないと判断している。
15		$\circ$		判定会議で協議する十分な情報が収集されていない。
16		0		児童相談所に相談するに当たって必要とされる十分な情報 が収集されておらず、児童相談所との協議に至らなかった。
17			0	(再掲No8) 児童の目視、家庭環境の確認できていない2/28 時点で、子育て支援課から提供された、登園している、傷 アザがないといった情報から緊急性がないと判断してい る。
18	父母へのア プローチ	0		朝や夜間の遅い時間、休日など、時間帯を変えた家庭訪問を行っていない。
19		0		施設から、施設への連絡や訪問することはやめてほしいと 言われていたことから、児童の通園時に施設で父母と接触 することは行わなかった。
20			0	父母へは健診の受診勧奨という切り口で、健康増進課から のみ連絡をとっていた。
21			0	児童が不衛生な状態にあることを母に伝えると、不信感を 抱かれ市からの電話に応答しなくなるかもしれないと危惧 し、伝えていない。
22		0		(関連No9) 3/16に相談員は、午後に最後の1.6健診があるので、11:30頃に施設に行けば親と接触できるかもしれないと考え、事前連絡することなく施設を訪問した。
23			0	母は勤務先を通じて父に連絡を取っているとの情報を得て いながら、勤務先に連絡をしていない。
24		0		父の勤務先へ連絡すると、家庭で何かあって市から連絡が 来たと推察を与えかねないと考え、父の勤務先へは連絡し なかった。普段から、よっぽどのことがないと勤務先には 行っていない。
25		0		(関連No13) 父母の養育力を判断するために接触すること が必要だと考えていたものの、最後まで父母に会うことが できず、その判断にも至らなかった。

NI -	<b>否</b> 口	対	象	<b>沙</b> 田 広
No	項目	子	健	確認内容
	庁内体制			相談業務は主に係長と相談員で対応し、係員は、その場に
26		$\circ$		いる者が加わるのみで、係全体で情報が共有されていなか
				った。
		0		対応の協議を、その場にいる職員だけで行っているため、
27		0		明確な意思決定を、いつ誰が判断したのか曖昧なまま業務
				が進んでいる。 相談業務は夜に対応することが多く、相談員(非常勤職員)
28		0		相談未傍は夜に刃心りることが多く、相談員(非帯動職員)は勤務時間の制約から対応できず、夜間は主に係長が対応
		)		している。
29		0		児童相談所への連絡窓口は、主に係長のみとなっていた。
30		$\circ$		(関連No9,22)3/16の施設訪問は相談員の判断で訪問した。
30		)		その際、保健師の帯同が検討されていない。
31		0		福祉職の配置が活かしきれていない。
				情報の把握や健康増進課との共有時期など、ケース記録へ
32		0		の記載が速やかに正確になされていたか、その作成時期、
				過程が明確でない。
33		0		ケース記録が課内で供覧されていない。
				課として、安全確認の結果が適正であったのか、判断材料
34		0		として十分であったかという観点では検討がなされていな
35			0	母子保健係と成人保健係の二つの係で地区分担を割り振っ ているため、母子の事案であっても母子保健係長に報告さ
33			)	れていないものがある。
				虐待対応に際し、担当者間のやり取りに留まり、課同士で
36		0		の役割分担が明確にされていない。
				健康増進課からの「父を支援してもらうよう施設にお願い
37		$\circ$		したほうがいい」との助言に対し、子育て支援課は行動を
				起こしていない。
38			0	虐待を疑い父母に厳しいことをいうのは子育て支援課で、
				父母を支えるのは健康増進課の役割と考えている。

No	百日	対	象	<b>沙</b>
No	項目	子	健	確認内容
39	認可外保育施設との連	0		市と施設との良好な関係構築を優先し、通園時に施設で親と接触しようと行動しなかった。
40	携	0		施設に、直接親と面会したいので協力して欲しいと改めて 依頼しなかった。
41		0		(関連No9, 22, 30) 3/16施設訪問時に、保育士に協力を依頼 しているが、施設への事前連絡なしの訪問であり、協力要 請は面会した保育士へ話したもので、施設に対する正式な 依頼とはなっていなかった。
42		$\circ$		3/27に施設保育士に対し、施設での児童の様子に何かあったら教えて欲しいと依頼したので、状況に変化があれば連絡が来ると思い安心した。
43		0		施設保育士が市と話したことを施設に知られると、保育士 の施設での立場が悪くなると思っていた。
44		0		施設園長は、父に降園後の帰宅先を確認すると言ったが、 対応を確認できていない。
45		$\bigcirc$		児童が欠席しているとの情報は提供されなかった。
46		0		児童の健康状態や家庭環境が直接確認できていない、かつ、 施設から自発的な情報提供がなかったにも拘らず、施設か らの情報に期待していた。
47	児童相談所との連携	0		ケースによって児童相談所と市との役割が変わるので分担 が明確でなく、責任の所在も明らかになっていない。
48		0		(関連No16) どの時点においても、児童相談所へ通告する べきと判断できるだけの情報がそろっていないため、再調 査を依頼されると考え、相談できないと判断した。
49		0		要保護児童対策地域協議会実務者会議は、ケースの進行管理として情報共有する場となっており、個別案件の援助方針を検討する場となっておらず、形骸化している。
50		0		3/15の要対協実務者会議で、本事案に関して具体の検討はなかった。
51		0		要対協での個別ケース検討会議の開催は、担当者の判断となっている。

#### 7 問題点及び課題

これまでに確認された事実経過やヒアリングにより検証された事項から浮き彫りとなった問題点及び課題を、4つの視点で抽出した。

## (1) 子どもの安全確保について

- ① 対応手順[子育て支援課]
  - ・相談業務は経験や職員のスキルにより対応してきており、統一された手順に基づき業務を行うことになっていなかった。
    - ⇒市町村児童家庭相談援助指針や市町村要保護児童対策協議会運営実務 マニュアルはあったものの"参考とするもの"、"いままで行ってきた 手順を踏めば指針やマニュアルどおりに進んでいる"と捉えていた。

## ② 対応方針の決定「子育て支援課]

- ・安全確認の方針等や緊急度・重症度の判断は迅速に対応することが求められるため、その場にいる職員による話し合いで決定されており、組織としての判断の場となっていなかった。
  - ⇒ 意思決定する者が誰であったか明確ではなく、話し合いの記録もない ため意思決定の過程が曖昧であった。

## ③ 緊急度・重症度の判断 [子育て支援課]

- ・緊急度・重症度の判断の多くは担当する職員の経験に基づくものであった。
  - ⇒市町村要保護児童対策協議会運営実務マニュアル等の様式やアセスメ ントシートは判断の参考とすることはあったが、常に参照しているわ けではなかった。

#### (2) 父母へのアプローチについて

- ① 緊急性の判断 [子育て支援課・健康増進課]
  - ・調査段階において、児童の発育状況の確認と父母の養育力を判断するために家庭環境を把握する必要があったが、児童の安全確認のみに留まった。
    - ⇒施設を訪問した際、児童を目視し発育状況に明らかな問題が見られなかったため、父母との接触による家庭環境の確認が緊急を要するものでないと判断した。

#### ② 面会方法「子育て支援課]

- ・家庭環境を把握するため、あらゆる手段を講じたとはいえなかった。
  - ⇒施設からの情報提供に期待したこと、母と連絡が取れていたこと、これまでの事例でも余程のことがない限り勤務先に連絡していなかったことから、様々な手段により働きかけることがなかった。

## ③ 情報伝達 [健康増進課]

- ・児童が心配な状況にあることを母や母方の祖父と連絡がとれた際に伝えていない。
  - ⇒虐待を疑われているのではないかと母が感じてしまうと、市からの連絡を受付けなくなると危惧したことから、1歳6か月健診の受診勧奨を父母への連絡するきっかけとしたため、柔軟な対応をとれていなかった。

#### (3) 庁内の体制について

- ① 役割分担 [子育て支援課・健康増進課]
  - ・それぞれの課としての役割が明確でなく、ケースに応じた対応を取れなかった。
    - ⇒担当者間のみでお互いの役割を確認していた。
    - ⇒役割分担は、これまでの慣例に基づく固定化されたものであった。

### ② 課内の検討体制 [子育て支援課]

- ・課内で、担当以外の職員も含めた全体での協議が行われていなかった。
  - ⇒係内でケース情報が共有されていなかった。
  - ⇒係に福祉職や過去に福祉職場を経験した職員が配置されていたが、係 内で担当以外の職員と意見を交わす場が設けられていなかった。

## ③ 情報集約「健康増進課]

- ・母子保健に関わるハイリスクな事案が、母子保健係長、課長まで報告されていなかった。
  - ⇒ハイリスクな事案のすべてが母子保健係長に報告されているわけではなく、係長・課長へ報告する基準も曖昧で、担当者の判断となっていた。

- (4) 外部機関との連携について
  - ① 認可外保育施設との関わり「子育て支援課]
    - ・通園時に父母に接触しようという試みがなされていなかった。
      - ⇒施設の申し出を受け、施設の運営に過度に配慮し、通園時に父母にア プローチすることはなかった。
  - ② 児童相談所との関わり「子育て支援課]
    - ・初動及び調査の段階を通し、家庭環境を十分に把握できていなかったことから、児童相談所へ相談、送致すべき事案であるか、その緊急度及び必要性が判断されていなかった。
      - ⇒児童相談所に相談するだけの情報が集まっていないと考え、個別のケースとして具体的な対応について児童相談所と協議することはなかった。
  - ③ 要保護児童対策地域協議会の役割 [子育て支援課]
    - ・要保護児童対策地域協議会実務者会議が、ケースを担当する機関や援助 の方針を確認する場としての機能を十分に果たしていなかった。
      - ⇒本事案も、新規ケースとして会議に付したが、初期調査報告票の添付 もなく、概略を説明したのみで議論に至らなかった。

#### 8 改善指摘事項

問題点及び課題を踏まえ、次の事項について、判断・行動の主体、具体的行動内容及び期限等を明確にした業務改善計画を策定するよう監査員から教育部長及び保健福祉部長に指示した。

#### (1) 子どもの安全確保について

- ① 対応手順
  - ・虐待事案への対応手順を明確にすること。
  - ・職員が対応手順を理解し、これに基づいた行動をとるための方策を講じること。
- ② 対応方針の決定
  - ・管理職のほか、社会福祉主事等の専門知識を有する職員など複数職員で 合議したうえで、組織として所属長が対応方針を決定すること。
  - ・対応方針を協議した結果は記録として残し、判断の根拠を明確にすること。
  - ・「誰が、何を、いつまでに行うか」を明確にすること
- ③ 緊急度・重症度の判断
  - 担当者の経験のみで判断せず、アセスメントシートなど客観的な指標を 活用して評価を行うこと。

#### (2) 父母へのアプローチについて

- ① 緊急性の判断
  - ・虐待への対応においては、虐待の発生要因を探ることが重要であり、単 に子どもの安全確認に留まらず、保護者側のリスク要因や養育環境のリ スク要因を把握するための具体策を講じること。
- ② 面会方法
  - ・虐待は子どもの生命にも関わる事態であり、保護者の意に反しても介入 が必要な場合があることから、あらゆる手段を講じて保護者と面会を図 ること。
- ③ 情報伝達
  - ・適切な時期、手段を考慮したうえで、保護者の行為が虐待にあたること を伝える機会を設け、自らの養育態度を改める必要があると認識させる こと。

## (3) 庁内の体制について

- ① 役割分担
  - ・複数課での対応において、これまでの慣例的な役割分担にとらわれず、 ケースに応じた柔軟な対応を行うこと。
- ② 課内の検討体制
  - ・複数の職員の目で観察、調査することにより客観性を確保できると考えられることから、担当以外の職員、特にも社会福祉主事等の専門知識を 有する職員も交えた検討体制を構築すること。
- ③ 情報集約
  - ・児童虐待が疑われるなどハイリスクなケースについては、複数の職員で 情報を共有し対応するとともに、指示、判断の責任者となる所属長まで 情報を上げること。

## (4) 外部機関との連携について

- ① 認可外保育施設との関わり
  - ・緊急時に子どもの安全を最優先に確保できるよう、通常時から良好な関係を築くとともに、施設側と市との役割を明確にした協力体制をつくること。
- ② 児童相談所との関わり
  - ・児童相談所への通告まで至らないケース(必要な情報が集まっていないケースを含む)であっても、指示、判断を仰ぐこと。
- ③ 要保護児童対策地域協議会の役割
  - ・協議会の役割を整理し、本来の機能を果たしていない場合には、その要 因を捉え、本来の機能を果たすよう対策を講じること。

#### 9 業務改善計画

教育部長及び保健福祉部長から業務改善計画の提出を受け、監査員が内容を 審査した結果、適切と認められたことから、次の事項に速やかに取り組む。

## (1) 業務改善計画の要旨

- ○「市町村要保護児童対策協議会運営実務マニュアル」を、市の虐待対応 マニュアルと位置付ける。
- ○ケース毎に事務事業計画書を作成し、判断・行動の主体、具体的行動内 容及び期限を明確にする。
- ○保育施設や教育機関に対する文書通知、研修会開催及び施設訪問により、児童虐待の早期発見・早期対応への協力を仰ぐ。
- ○緊急性の判断や対応方針の立案等にあたり、専門的知識を有する職員を 活用する。
- ○児童家庭相談体制の充実・強化を図るため、相談員の勤務条件を変更する。
- ○要保護児童対策地域協議会が本来の機能を果たすよう、運営方法を改善 する。

## (2) 業務改善計画に基づく対応

- ① 虐待相談・通告があった場合 別紙1「虐待通告受理からの対応フロー図」のとおり。
- ② 乳幼児健診等により虐待事案を把握した場合 別紙2「乳幼児虐待事案把握からのフロー図」のとおり。

## 虐待通告受理からの対応フロー図

「市町村要保護児童対策協議会マニュアノフロー	ル(岩手県要対協・岩手県)」による			※課長不在時は、課長補係	よが対応する
7 -	1 相談・通告受付	北上市独自項目		時期	判断主体
1 相談・通告	D 虐待の内容など必要な情報を把握 する	1020741		受付時	13191-1211
	② 必要に応じて指導・助言を行う			受付時	
one of the state o		③課長に相談通告内容を報告する			
		④正副担当者を決める			係長
	2 受理会議 (緊急受理会議)	北上市独自項目		時期	判断主体
2 受理会議 (緊急受理会議)	D 相談通告受付票を作成し、速やか に受理会議を開催する		・会議出席者 課長、児童家庭係長、担当者(正・ 副)、社会福祉士 対象者が乳幼児の場合、保健師も 加える。	相談・通告受理後、速やかに	
П	② 過去の相談歴、情報がないか確認 する			受理会議開催前までに	
	③ 当面の初期調査や子どもの安全確認の方針等を決定する		・過去の相談歴、情報がないか出席者 全員に確認する ・各課の役割を明確にし、誰が、いつ 、何を行うか、まとめる ・重症度、緊急度、今後の方針につい		課長
緊急度・重症度の 高いケース 比較的軽微な ケース	<ul><li></li></ul>		て、専門職(社会福祉士)の意見を 求める ・必要に応じ、児童相談所へ相談する		
		⑤児童虐待対応会議記録・計画書に記録する			
		⑥事務事業計画書を作成し、進捗管理を行う		受理会議後	
		⑦初期調査、子どもの安全確認の方針等を 決定し、緊急性・専門性を判断した結果 について、教育部長の承認を得る		会議終了後速やかに	
3	3 調査(安全確保)	北上市独自項目	,	時期	判断主体
3 調査	① 子どもの安全確認を必ず行う		・複数人で安全確認を行う ・対象児が乳幼児で、ボディチェック が必要な場合は、保健師が同行する	受理会議で定めた日	
X I PRINTY	② 援助方針の決定にあたり必要な情報を把握するための調査を行う ※ 子どもの安全確認は原則48時間以内に目視により行う ※ 調査結果は初期調査報告票、緊急度アセスメントシートに記載する		・緊急性の判断にあたっては、子ども の安全確認に留まらず、支援に繋げ るため、保護者に面会のうえ、養育 環境、保護者の養育への意識、その 他生活上での直接 ・間接的な虐待 の発生リスクを確認する ・保護者が市側との交流を遮断しない よう十分に注意を払いながら、子ど もの状況を保護者に伝える	受理会議で定めた日	

11	4 初期調査判定会議	北上市独自項目		時期	判断主
		①初期調査判定会議を開催する		子どもの安全確	課長
<b>V</b>			A =3/4	認後24時間以內	
4 初期調査判定会議			・会議出席者 課長、児童家庭係長、担当者(正・ 副)、社会福祉士 対象者が乳幼児の場合、保健師も		
- 11 - 11			加える。		
	② 初期調査報告票、緊急度アセスメントシートにより、緊急度・重症度を判定する		・調査を行った担当者が初期調査報告票、緊急度アセスメントシートの内容を報告する ・専門職(社会福祉士)の意見を求めたうえで判定する ・各課の役割を明確にし、誰が、いつ、何を行うか、まとめる		課長
	③ 緊急に一時保護が必要な場合は児 童相談所に連絡し、送致の手続き を進める		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		課長
	<ul><li>④ 初期調査判定会議を終了したケースは全て進行管理台帳に登録し、 要対協実務者会議で進行管理する</li></ul>			進行管理台帳への登 録は会議終了後1週 間以内に行う	8
	⑤ 継続的な支援が必要なケースは「 続指導」と決定し、初期援助方針 定めるとともに、必要 に応じて要 対協個別ケース検討 会議を開催 し、協議する	を 			
- 11 - 11		⑥児童虐待対応会議記録・計画書に記録する			
		⑦緊急度・重症度の判定結果について教育部 長の承認を得る		会議終了後速やかに	
		⑧必要に応じ、要対協個別ケース検討会議を 開催し、結果を課長に報告する		担当者	
		北上市独自項目		時期	判断
- 11 - 11		5 父母への接触(「3 調査」で父母へ接触でき	なかった場合)		十月四日
5 父母への接角 (「3 調査」で父母へ できなかった場合)	接触	① 家庭訪問のほか、保育施設での接触を試みるなどあらゆる手段を講じて面会する	・通園の場合は、保育園、幼稚園等に 帰宅時間等情報を得るほか、保護者 に市が家庭訪問することを伝えて もらう。保育園、幼稚園等で保護者 を待って面会する、等	4①の判断結果が ・「早急」の場合、 初期判定会議後 2日以内 ・「早期」の場合、	
くさながら		② 保護者に面会ができず、養育環境等が 確認できない場合、課長に報告のうえ、 児童相談所に相談し、判断、指示を仰ぐ		初期判定会議後 5日以内	
相談所への 政・通知		児童相談所に相談し、判断、指示を仰ぐ ・ 児童虐待対応会議記録・計画書の計画実施	<u> </u>  後に、社会福祉士、担当者の意見を聞き	     、方針や対応策を見	直す

	6 要対協個別ケース検討会議・ 実務者会議	北上市独自項目		時期	判断主体
<ul><li>6 要保護児童対策地域協議会の活用</li><li>・個別ケース検討会議</li><li>・実務者会議(進行管理)</li></ul>	<ul><li>① ケースに関わっている関係機関により情報共有する</li></ul>		・実務者会議の進行管理台帳は、会議後、各団体において保管し、子どもの状況変化があった場合、団体間で速やかな連携を図れるように活用する	年4回以上	
<b>₽</b>	② 援助方針を確立し、ケースの 主担当機関や援助の役割分担 を決める			年4回以上	
援助内容の評価、援助方針の見直し、 相談援助終結のための個別ケース検 討会議・実務者会議で確認	③ 実務者会議で進行管理を確実 に行う		・重大事案の見逃しを防ぐためのリスク管理を行う会議として機能するよう、回数及び時間を確保し、緊急度や重症度の変化の可能性について議論する	年4回以上	
11公时 人切日公时(中世中)		④(再掲)必要に応じ、要対協個別ケース検 討会議を開催し、結果を課長に報告する			担当者

## 乳幼児虐待事案把握からのフロー図

## 1 虐待を把握

考えられる把握機会や連絡先

- ・地域からの連絡
- ・本人、家族からの相談
- ・ 母子保健事業 (妊娠届、乳幼児集団健康診査、育児学級等) で把握
- ・医療機関からの連絡
- ・兄弟ケースからの把握



## 2 健康増進課で初回アセスメント

- ① 保健師は過去の乳幼児集団健康診査や予防接種の履歴等を確認する。
- ② 地区担当保健師は「乳幼児リスクアセスメント指標」を記入する。
- ③ 母子保健係長は地区担当保健師と協議し、記入した「乳幼児リスクアセスメント指標」の重症度を判断する。



## 3 子育て支援課に情報提供する

① 健康増進課長は、子育て支援課に情報提供する。

#### 10 業務改善計画のフォローアップ

業務改善が計画どおり実施されていることを確認するため、平成30年10月に フォローアップ監査を実施する。

また、県が設置する検証委員会での検証結果を踏まえ、業務改善計画を見直し、改訂する。

#### 内部監査経過

平成30年6月8日 内部監査実施要項策定 6 月 1 1 日 監査対象課から顛末書提出 6月12日 事前ヒアリング実施 6月15日 監査対象課から監査シート提出 関係職員ヒアリング実施 6月18日 ~20日 監査員による内部監査中間報告取りまとめ 6月20日  $\sim$  25日 6月28日 市議会全員協議会において内部監査中間報告 監査対象課から業務改善計画書提出 7月12日 市議会全員協議会において内部監査結果報告 7月13日